

軽微な変更 ルートA～Cに該当する場合の事例

ルートA:省エネ性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更

非住宅	住宅
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物高さ又は外周長の減少 ・外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 ・空気調和設備等の効率の低下しない又は損失が増加しない変更(制御方法等の変更を含む) ・エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設 	<ul style="list-style-type: none"> ・外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更(外皮の各部位の面積が変わらない場合に限る。)、又は開口部の面積が増加しない変更(開口部の仕様がかわらない場合に限る。) ・通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 ・空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更(制御方法等の変更を含む。) ・エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

ルートB:一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更

非住宅	住宅
<ul style="list-style-type: none"> ・空気調和設備 次の(い)又は(ろ)のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 (い)外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加(5%を超えない場合に限る。)又は減少 (ろ)熱源機器の平均効率の10%を超えない低下 ・機械換気設備 一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、次の(い)又は(ろ)のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 (い)送風機の電動機出力の10%を超えない増加 (ろ)一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の5%を超えない増加(室用途が駐車場又は厨房である場合に限る) ・照明設備 一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明器具の消費電力の10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 ・給湯設備 一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯機器の平均効率の10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 ・太陽光発電設備 次の(い)又は(ろ)のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 (い)太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少 (ろ)パネルの方位角の30度を超えない変更又は傾斜角の10度を超えない変更 	<p>次のイ又はロの変更が該当する(イとロの変更を同時に行う場合を除く)。</p> <p>イ 床面積 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減。</p> <p>ロ 外皮 外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の0.9倍以下の場合に、次の(イ)から(ニ)のいずれか(同時に二以上の変更を行う場合を除く。)に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。</p> <p>(イ)開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更</p> <p>(ロ)変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更</p> <p>(ハ)変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更</p> <p>(ニ)基礎断熱の基礎形状等の変更</p>

ルートC:再計算により省エネ基準に適合することが明らかな変更

<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・非住宅ともに、再適判に該当しない変更(「用途の変更」及び「評価方法(計算方法)の変更」を除く変更)であって、最初に実施した省エネ適判と同じ評価方法で再度、評価(計算)し省エネ基準適合を確認する変更が該当。
--